

大船渡市防災観光交流センター利用規約

1 施設利用にあたって

大船渡市防災観光交流センター（展示室、多目的室1・2、和室、会議室、スタジオ1・2、多目的広場、ピロティ、駐車場）を利用しようとする場合は、事前に使用許可申請書の提出が必要です。

2 利用可能施設

貸出し施設

- ① 展示室
- ② 多目的室1
- ③ 多目的室2
- ④ 和室
- ⑤ 会議室
- ⑥ スタジオ1
- ⑦ スタジオ2
- ⑧ 多目的広場
- ⑨ ピロティ
- ⑩ 駐車場

3 申込み

- (1) 申込み受付時間 午前9時から午後6時まで
(利用を予定している月の6か月前から申し込むことができます。)
- (2) 受付は、申込み順で、所定の使用許可申請書に必要事項を記載し提出します。
- (3) 利用料は、原則として申込み時に納入してください。
- (4) 利用料の納入は、午前9時から午後6時とし、午後6時以降に利用される方は、当日の午後6時までに納入してください。

4 点検・休館日

- (1) 年末・年始の休館日（12月29日から翌年1月3日まで）
- (2) 施設保守点検など必要に応じて臨時に休館することがあります。

5 利用可能な区分貸出し

会議室は、2室に区切ることができますが、片方では、最大22名での会議が可能です。その場合の利用料金は半額となります。

6 連続利用期間

- (1) 連続利用は1週間まで、展示室は2週間までです。ただし、年末年始を含んでの

連続利用をすることはできません。

(2) 連続利用期間中の休館日は、連続利用日数には含まれません。

また、休館日の利用料金は、発生しません。

(3) 連続して利用される場合で設営した展示物や機材等を、2階倉庫などに置かれる場合には、倉庫などから撤去される日までの期間を借りていただくことになります。

(4) 貸出しは、1時間単位で、午前9時から午後10時までですが、午後10時までには後片付け、清掃等を終えるようご協力をお願いします。

なお、午後10時には施錠しますのでご協力をお願いします。

7 空き情報の事前照会

防災観光交流センターのご利用にあたり、施設の空き情報を電話などで照会していただくことができます。

8 利用許可基準

防災観光交流センターは、津波発生時における緊急避難の場所を確保するとともに、観光資源に関する情報の発信及び市民等の交流の場を提供し、もって安全でにぎわいのあるまちづくりに資するために設置されているものであることから、利用については、一定の制限があります。

(1) 催し物、行事等によっては、ご利用いただけないものもありますので、使用許可申請に基づいて審査した結果で利用の可否を判断いたします。

(2) ご利用に際し、施設利用の権利を第三者に譲渡することや転貸することはできません。

(3) ご利用に際し、施設利用の権利を第三者に譲渡することや転貸、主催者の名義貸しをされた場合には、使用許可の取消し或いは使用の中止をさせることがあります。

9 施設利用許可基準

(1) 利用できるもの

防災観光交流センターで、販売、勧誘にあたる催し物でもご利用いただけますが、利用料金が増額になりますので、ご注意ください。

(2) 利用できないもの

次のいずれかに該当する場合は、施設をご利用いただけません。

また、ご利用中に次のいずれかの状況になった場合は、利用を中止していただくこともあります。

① 次の例に示すような秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき

ア 定められた避難経路を阻害する利用方法が予測される場合

- イ 入場者数が多数に及び施設内外に混乱が生ずるおそれがある場合
- ウ 適切な措置などがなく、臭気、騒音又は振動を発生させ、施設内外に混乱が生ずるおそれのある場合
- エ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがある場合
- オ 公序良俗に反するおそれがある場合
- カ ペットなど生き物の販売
- キ 開館時間内に終了しないおそれがある場合
- ② 次の例に示すような施設などを損傷するおそれがあるとき
 - ア 施設、設備、備品の損傷となる行為があった場合
 - イ 施設、設備、備品の損傷となるおそれがあると認められる場合
 - ウ 施設、設備、備品の損傷となる恐れがある行為に関して職員などの指示に従わない場合
- ③ 集団的又は常習的に暴力不法行為を行うおそれがある組織の利益につながると認められるとき
- ④ その他、次の例に示すような施設の利用が適当でないと指定管理者が認めるとき
 - ア 現在又は過去に、防災観光交流センター又は同様な施設において施設管理上支障があり、これに対し改善が明らかでない場合
 - イ 申請書に虚偽の記載があると認められる場合

※ ここに示したのは、あくまで一例です。この中に例示されていないものであっても使用許可できない場合がありますので、具体例については、防災観光交流センターまでお問い合わせください。

また、詳細は大船渡市防災観光交流センター設置管理に関する条例、大船渡市防災観光交流センター設置管理に関する条例施行規則をご覧ください。

10 取消しについて

ご予約済みの展示室等を取り消される場合、

- (1) ご利用日の1週間前までにお申し出の場合は、既に納付されている利用料金の全額をお返しします。
- (2) ご利用日の5日前までにお申し出の場合は、既に納付されている料金の半額をお返しします。

11 変更について

ご予約済みの展示室等を変更される場合、

- (1) 一利用につき一回のみ変更が可能です。
- (2) 変更できる期間などが、場所により異なるため、詳しくはお問合せください。
また、変更できない場合もあります。

12 利用料金の減免について

利用料金の減免は次のとおりとします。

- (1) 全額免除
 - ① 防災（津波伝承）に関する事業 ただし、入場料を徴収する場合を除く。
 - ③ 大船渡市が主催する事業
- (2) 半額免除
 - ① 小学生
 - ② 中学生
 - ③ 障がい者（身体障がい者手帳を持っている方）
 - ④ 高齢者 75 歳以上の方
 - ⑤ ラジオ収録

13 飲食（酒類を除く。）について

飲食可能なスペースは次のとおりとします。

1 階：エントランスホール、ピロティ

2 階：喫茶・給湯スペース、和室

ただし、会議等で利用する会議室、多目的室、自習室で飲食する場合のお茶、
コーヒー、弁当等は禁止しない。

屋上階：屋上及び展望デッキ

※ 発生したゴミ等は、持ち帰ることとします。（全館共通）

14 喫煙について

指定以外の場所での喫煙は禁止します。

喫煙場所は、ピロティ 駅側階段前の柱付近（吸殻入れを設置する。）とし、屋上で
は

禁煙とします。

15 罰則について

次のような場合は、罰則として 3 か月間利用ができなくなりますので、ご注意ください。

- (1) 適切な措置などがなく、臭気、騒音又は振動を発生させ、施設内外に混乱を生

じさせた場合

- (2) 青少年の健全な育成を阻害した場合
- (3) 公序良俗に反する行為をした場合
- (4) 施設、設備、備品の損傷する行為をした場合
- (5) 集団的又は常習的に暴力不法行為を行うおそれのある組織の利益につながると認められる場合
- (6) その他、次の例に示すような施設の利用が適当でないと指定管理者が認めた時
 - ① 現在又は過去に、防災観光交流センター同様な施設において施設管理上支障があり、これに対し改善が明らかでない場合
 - ② 申請書に虚偽の記載があると認められる場合
 - ③ その他防災観光交流センター指定管理者が、罰則が必要と認める場合

16 損害賠償について

- (1) 施設や備品等を、利用者の過失により損傷や紛失したときは、実費を負担していただきます。
- (2) 設備を使用中に発生した人的・物的損に対する賠償は、利用者に負担していただきます。

17 その他

貴重品等は、ご自分で厳重に管理してください。

万が一、貴重品等をなくされた場合には、当方では一切の責任を負いかねます。